

レンタルスペース 貸し出し規約

本規約は、多世代交流ひろば「みんなのて」（以下「運営者」といいます。）が管理・運営する施設「みんなのて」（以下「本施設」といいます。）の利用について定めるものです。ご利用に際しては、本規約の内容を十分にご理解いただき、これを遵守してください。また、運営者は、本規約の他にも必要に応じて規程または規則（以下「規程等」といいます。）を定めることがあり、これらについても遵守をお願いします。なお、運営者は、本規約および規程等を予告なく適宜変更することができ、変更したときは、運営者が適当と認める方法にて利用希望者および利用者に通知するものとします。

《1. ご利用団体》

本施設をご利用いただけるのは、事前にみんなのて事務局に団体登録をされた団体様のみといたします。

《2. 利用の申込み》

本施設の利用希望者は、本施設の利用日時、利用人数および利用目的等の必要事項を運営者所定の「多世代交流ひろば みんなのて 施設利用申込書」（以下「申込書」といいます。）にご記入のうえ、オンライン申請または事務局宛の郵便受けに投函などの方法で、お申し込みください。事務局の方で調整させていただいて、特に支障がなければこれを受諾し、事務局から仮予約受付のご連絡させていただきます。

ただし、申込書に不備がある場合は、これを受け付けることはできませんので、ご了承ください。

《3. 本施設の営業日および基本営業時間》

平日の 10:00～16:00 を除く、10:00～22:00。

※ただし、運営者の都合により臨時休館する場合がございますので、予め運営者にご照会ください。

《4. 申し込みの承諾》

利用希望者に対するお申込みの承諾は、運営者が施設利用料を受領した旨を当該申込書に記載し、そのコピー（以下「受領書」といいます。）を利用希望者に対して発行することをもって行います。（以下受領書を発行した状態を「予約」といい、予約を受けた者を「利用者」といいます。）

運営者は、申込書を受領後、原則として 5 日以内に仮予約可否のご連絡をいたします。

利用者は、仮予約可否の連絡を受けたのち、みんなのて事務局にて利用日前日までに受領書発行の手続きをしてください。

受領書は、本施設の利用が終了するまで保管してください。

《 5. 利用にかかる権利の譲渡・転貸の禁止》

利用者は、本施設を利用する権利について、その名目のいかんを問わず当該権利を第三者に譲渡したり、当該権利に質権等の担保を設定する等、一切の処分行為をすることはできません。

《 6. レンタル可能な本施設》

- 1) 1 F (16 畳)
- 2) 2 F (12.5 畳)

《 7. 利用料金》

各部屋ともに、1 枠 2 時間 1000 円から。
以降は 30 分毎に 500 円の追加となります。

《 8. 利用の制限》

次の各号に該当する場合は、ご利用の申込みをお断りいたします。

- 1) 本施設の設置・利用目的（会議または研修の実施）を逸脱または本施設の品位を損なうおそれがあると認められるとき。
- 2) 本施設にかかる法令の規定に反するとき。
- 3) 公の秩序または善良なる風俗に反するおそれがあると認められるとき。
- 4) 暴力団等に該当すること、暴力団等に支配されていることまたは暴力団等との関係を有していることが判明したとき。
- 5) 集団的にまたは常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- 6) 本施設の他の利用者に不都合または支障が生じるおそれがあると認められるとき。
- 7) 本施設または設備・備品を損傷するおそれがあると認められるとき。
- 8) 本施設の管理・運営上、支障があると認められるとき。
- 9) 運営者に対して次の①から④までに掲げる行為のいずれかをしたとき（利用者の関係者による場合を含む。）。
 - ① 虚偽の事実を告げる行為
 - ② 粗野もしくは乱暴な言動を用い、または迷惑を覚えさせるような方法で訪問しもしくは電話をかける行為
 - ③ 暴行または脅迫にわたる行為その他の違法な行為
 - ④ 金銭支払、責務免除、契約締結、便宜供与その他の運営者が法律上の義務を負わない給付を、運営者の意思に反して求める行為
- 10) 法令違反または不公正な営業等により社会的な信用を失ったとき。
- 11) その他運営者が不適当であると認めたとき。

《 9. 予約の解除、利用の中止・停止・解除等》

次の各号に該当する場合には、利用者が予約済または本施設の利用中であっても、運営者は、予約の解除または利用の中止・停止・解除等をさせていただくことがあります。その結果、利用者に損害が生じて、運営者は一切の責任を負いません。

- 1) 前記「8. 利用の制限」の各号に該当すると認められたとき。
- 2) 申込書に虚偽の記載があったとき、または利用者の利用目的・利用内容等が運営者の承諾した利用目的・利用内容等と異なっていることが認められたとき。
- 3) 利用者が受領書に基づき利用を承諾された施設以外の場所において、作業や会議等を行ったとき。
- 4) 利用者が本施設内に危険物その他運用者が禁止した物を持ち込んだとき。
- 5) 利用者が本施設の利用等に関しての利用承諾条件や運営者が定める規程等を遵守しなかったとき。
- 6) 利用者が本施設の利用に関する法令等に定められた関係官公庁への届出を怠り、またはその指示に従わないとき。
- 7) 天災地変その他の不可抗力によって本施設の利用ができなくなり、または人身・財産に危険が生じる虞があると運営者が判断したとき。
- 8) 本施設の管理・運営上、やむを得ない事由が生じたとき。
- 9) その他、利用者が本規約に定める事項に違反したとき。

《10. 利用承諾条件》

- 1) 飲酒をしない
- 2) タバコ(電子タバコを含む)を喫しない
- 3) 定められたもの以外の備品には触らない
- 4) 利用時に発生したゴミ類はすべて持ち帰る。
- 5) 使用後は清掃したのち原状復帰、施錠後、利用報告書を事務局に提出する。

《11. 利用者の責務》

利用者は、次の事項を遵守してください。

- 1) 利用者は、常に善良なる管理者の注意をもって本施設を利用してください。
- 2) 利用者は、運営者の定める規程等および関係法令の定める事項を自ら遵守するとともに、利用者の関係者および入室者等に対しても遵守させてください。
- 3) 利用者は、運営者と連絡・調整を図りつつ、利用施設とその周辺に対する秩序維持、入室者の整理・案内誘導、関係者の管理・調整、および盗難・事故防止等を行ってください。
- 4) 多数の入室が予測されるような会議等、運営者が警備および誘導體制について協議が必要と判断した場合、利用者は、事前に運営者と協議のうえ運営者の指示に従ってください。この場合、利用者は、運営者が指定する業者により、利用者の責任と負担において本施設内外の警備および入室者の整理・誘導等を行うものとします。

不測の災害や事故等に備え、本施設のご利用前に非常口、避難誘導方法を確認するとともに、利用者の関係者および入室者等に対して事前に説明してください。

- 5) 利用者は、利用者の責任と負担において必要な損害賠償保険または傷害保険等に加してください。
- 6) 利用者は、規程等に定める本施設の管理運営上危険な行為その他本施設の他の利用者または入室者等に迷惑を与える行為は行わないでください。
- 7) 物品の搬出入時等に利用施設、備品または付帯設備等を汚損・破損するおそれのある場合は、運営者の指示に従い利用者の責任と負担において必ず床面・壁面を養生してください。
- 8) その他本施設のご利用に関しては、運営者の担当者でご相談のうえ、その指示に従ってください。

《12. 立入り》

運営者または運営者の指定する者は、利用者が本施設を利用中であっても、本施設に立ち入り、点検し、必要であれば、適宜の処置を講じることができます。

《13. 原状回復等》

- 1) 利用者は、予約した利用時間を厳守し、当該利用時間内に利用施設、備品および付帯設備等を運営者が定める原状に回復して退出し、鍵および利用報告書を事務局にしてください。当該利用時間を超過しても本施設から退室しない場合、利用者は、超過時間に応じて運営者が別途定める損害金および退室遅延により運営者が被った損害を賠償することになります。
- 2) 前号の規定は、利用者が施設利用中に、前記「9. 予約の解除、利用の中止・停止・解除等」に定める事由により運営者より利用の中止・停止・解除等を受けた場合にも適用されます。

《14. 損害賠償および免責》

- 1) 利用者、利用者の関係者または入室者等が本施設、備品および付帯設備等を毀損、汚損、紛失等したり、他の施設または本施設の他の利用者もしくは入室者等に損害を与えた場合、その他本施設の管理運営等に支障をきたす事態を発生させた場合、利用者は、ただちに運営者に連絡してください。この場合、利用者は、運営者および相手方の被った損害を賠償しなければなりません。
その他、運営者の定める規程等および施設利用に関する運営者との協議事項に違反した結果、運営者、他の施設または本施設の他の利用者もしくは入室者等に損害を与えた場合、利用者は、運営者および相手方の被った損害を賠償しなければなりません。
- 2) 不測の事故、天災地変または官公署の命令・指導等により、本施設の利用が不可能な事態が生じた場合、利用者がこれによって損害を受けても運営者はその損害を賠償す

る責を負いません。

- 3) 本施設における地震発生が予想される旨の案内により利用者が損害を受けた場合、地震が実際に発生したかを問わず、運営者はその損害を賠償する責を負いません。
- 4) 運営者は、運営者の故意または重大な過失によらない火災、盗難、諸設備の故障等による利用者の損害について、その責を負いません。
- 5) 本施設の備品または設備等の故障等により利用者の所期の目的が達成されない場合、運営者は、その責を負いません。

《15. 関係官公庁等への届出》

本施設の利用に際して必要な法令等に定められた関係官庁への届出もしくは許可申請等または関係機関への届出等は、利用者の責任と負担で行ってください。

年 月 日

利用団体

団体名

代表者 氏名

印

代表者 住所

代表者 連絡先

運営者

団体名

多世代交流ひろば みんなのて

代表者 氏名

印

住所

連絡先